

平成24年第6回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月21日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成24年12月21日（金）午後2時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第131号から議案第133号、議案第136号、議案第137号、議案第139号、議案第141号、議案第142号、議案第153号から議案第157号、請願第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第134号、議案第140号、議案第143号、議案第144号、議案第151号、議案第152号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第135号、議案第138号、議案第145号、議案第146号

第 3 （決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第113号から継続審査中の議案第127号

第 4 議会改革特別委員会中間報告

第 5 発議案第12号

第 6 議案第147号

第 7 議案第148号

第 8 議案第149号

第 9 議案第150号

第10 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番	山	田	伸	之	君	2番	荒	井	眞	理	君
3番	駒	形	信	雄	君	4番	渡	辺	慎	一	君
5番	坂	下	善	英	君	6番	大	森	幸	平	君
7番	笠	井	正	信	君	8番	中	川	直	美	君
10番	金	田	淳	一	君	11番	浜	田	正	敏	君
12番	中	川	隆	一	君	13番	中	村	良	夫	君
14番	村	川	四	郎	君	15番	佐	藤		孝	君
16番	金	光	英	晴	君	17番	猪	股	文	彦	君

18番	金子克己君	19番	根岸勇雄君
20番	近藤和義君	21番	竹内道廣君
22番	加賀博昭君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

欠席議員（1名）

9番 大澤祐治郎君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	高松登君	行政改革長	清水忠雄君
島づくり推進課長	藤井光君	世界遺産推進課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	本間優君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院管理部長	塚本寿一君	選挙管理委員会事務局長	木下勉君
代査委員	清水一次君	監査委員	源田俊夫君
農業委員会事務局長	島川昭君	消防長	深野俊之君

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（祝 優雄君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（祝 優雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

12月7日、本定例会の会議録署名議員として大澤祐治郎君を指名しましたが、体調不良のため本日欠席をするとの申し出がありましたので、会議録署名議員として10番、金田淳一君を指名いたします。

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第131号から議案第133号、議案第136号、議案第137号、議案第139号、議案第141号、議案第142号、議案第153号から議案第157号、請願第7号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第134号、議案第140号、議案第143号、議案第144号、議案第151号、議案第152号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第135号、議案第138号、議案第145号、議案第146号

○議長（祝 優雄君） 日程第2、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川隆一君。

〔総務文教常任委員長 中川隆一君登壇〕

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第131号 専決処分承認を求めることについて（平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,318万1,000円を追加し、予算総額を515億9,365万3,000円とする予算の補正を、地方自治法の規定により専決処分したものであります。内容は、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙に係る費用を計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第132号 佐渡市暴力団排除条例の制定について。本案は、暴力団排除の基本理念を明らかにし、市及び市民等の責務や暴力団排除に関する基本的な施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、社会経済活動の健全な発展と市民の安全で安心な生活を確保するため、佐渡市暴力団排除条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、産業の育成及び雇用と観光等交流人口の拡大などの重要施策の実現に向けて、迅速な対応とサービス向上につながる組織体

制への機能強化を図るため、佐渡市行政組織条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、畑野プールを学校プールに変更し、小倉プールを廃止するため、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、公の施設の使用料等について1時間単位の金額に改めるため、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画について、事業費の増額を行うもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第142号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億2,735万円を追加し、予算総額を521億2,100万3,000円とするものであります。主な内容は、歳入では諸収入として佐渡クリーンセンター入札談合訴訟の確定に伴う損害賠償金4億4,208万円を計上し、歳出では、来春行われるトキふれあい施設オープニングイベント開催経費に554万7,000円、小学校通学路の安全確保対策経費に250万円、財政調整基金積立金に3億5,138万9,000円などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号（仮称）佐渡市総合体育館建設（建築）工事請負契約の締結について、議案第154号（仮称）佐渡市総合体育館建設（電気設備）工事請負契約の締結について、議案第155号（仮称）佐渡市総合体育館建設（機械設備）工事請負契約の締結について、議案第156号（仮称）佐渡市総合体育館附帯施設工事（第3工区水路整備）請負契約の締結について。以上4議案は、いずれも（仮称）佐渡市総合体育館建設工事に関する工事請負契約の案件であり、それぞれ執行した入札における最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本案は、平成24年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9億7,287万3,000円を追加し、予算総額を530億9,387万6,000円とするものであります。内容は、離島航路船舶建造事業補助金に8億8,000万円、離島流通効率化事業補助金に9,287万3,000円を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第7号 オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と新潟県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求め
る請願。本請願は、新潟県平和センターから提出されたものであり、オスプレイの在沖米軍普天間基地配
備の撤回と新潟県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求めるため、関係機関に対し意見書の提出を求め
るものであります。審査の結果、不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） これより質疑に入ります。

議案第133号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、中川直美君の質疑を許しま
す。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 議案133号についてお尋ねをいたします。いつもですと、いいか悪いかは別にいた
しまして、それぞれの問題点や指摘をする事項なども含めまして、各委員会の意見があるわけですが、今
回全くありません。そういった意味では非常にわからないものですから、お尋ねをしておきたいと思いま
す。

この条例改正案は、現在の観光商工課を観光と産業振興の別々の課にすることが基本ですが、佐渡市市
町村合併で9年目がことしであります。また、これまでの課題や問題、市民の声や期待に応えられる組織
改正となっているのか。新市長就任の初年度でもあり、市長自身が支所のあり方についても言及をしてい
るわけでありますから、そういった意味では本格的な組織改編は今後のことと推測ができるわけですが、
こういった点がどのようになっているのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） それでは、中川議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、今回の改正は観光商工課を観光部門と商工部門の2つに分けるものでありまして、
観光については市長自らトップセールスを行う中で佐渡の認知度の低さを実感したところから、佐渡の観
光の活性化を図るため、より誘客宣伝に力を入れる必要があるということで観光一本に絞り、スピーディ
ーな判断、対応等ができるような体制をつくりたいという意図だということの説明がございました。また、
商工については企業誘致が困難な状況におきまして、地元企業の活性化を図ったり、雇用の場を拡大する
こと、新卒者の島内就職に力を入れるために、また農林水産課における地産地消を移すことによって農業、
漁業と商工が連携して地産地消の推進を行えるということによって総合的に産業振興が図れる体制づくり
をするためにこのようにされたという説明でありました。

あと、議員おっしゃったように、本格的な体制づくりでありますけれども、説明の中では25年度中に将
来ビジョン、財政計画、あと定員適正化計画の見直しとあわせて、よりスリムな組織機構となるように精
査をいたしまして、26年度以降にそのことを反映させていきたいという旨の説明がございました。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 今の委員長の報告によりますと、観光と農業の柱の部分強化ということなのです
が、市町村合併10年目になります。そして、高齢化がどんどん進んでいる中で市民の暮らしに関わる声、
今回の一般質問の中でもこの相談はどこに行くのだみたいな話もありましたが、そこの辺のスピーディー

さも含めてやっぱり対応していくというのは、あわせて今報告ありましたが、26年度まで待てということになるのでしょうか。その辺どうでしょう。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えします。

待てということではないのですけれども、執行部側も前向きにその組織については大きく変えていくことについては26年以降をめどに変えたいということで、内部で話し合いをされていくということでありませう。あと、なおつけ加えておきますけれども、中川議員おっしゃるとおり、本委員会の中でも行政改革課を例えば副市長の直属機関としたほうがよいのではなかろうとか、あと総合政策課のあり方などというようなご意見は、委員会の中では出ておりました。ただし、意見をつけなかったということに關しましては、あくまでもこれは機構改革する場合の各部課等の設置条例の改正をする場合、議会側はあくまでも修正することなどはできないで、その可か否かのみ諮ることしかできないということなので、委員会の中ではご議論させていただきましたけれども、あえてそのような意見はつけなかったということでありませうので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第133号の質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第133号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 賛成多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第137号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について、中村良夫君の質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第137号ですけれども、これ佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定について質疑をします。

公民館活動、それと社会教育活動など身近な施設であり、利用者が多いと聞いております。今回の改正で施設の使用料、利用時間の見直しでさらに市民の利便性が十分図っていただけるのかどうか。何がどう変わり、利便性が図れるというご説明をいただきたいのが1点で、2点目に現在佐渡市が運営されていますけれども、やがては民間運営だということは私は心配をしているところですが、こういった施設はやはり佐渡市独自でやるべきと考えますけれども、審査の中で今後民間運営という説明があったのかどうか、この2点について伺います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の今回の改正で使用料、利用時間等の見直しで市民の利便性が十分図られるのかというご質問ですが、今回の改正において使用料を1時間単位とすることで従来の午前、午後、夜間といったような大きな単位ではなくて細かい時間設定、従来であれば1時間使っても午前料金、午後料金という形だったわけですが、それを1時間単位で料金をいただくということになります。そのことにより単価は下がりますので、市民の皆様がより安価に施設を利用できることになり、十分利便性が図られるものと判断しております。

2点目の今後の民間運営という説明があったかというご質問でございますが、当委員会の中では今回はそのような説明はございませんでした。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君の2回目の質疑を許します。

○13番（中村良夫君） それでは、市民の利便性をさらに図るためにも、施設利用は現在調べてみますと、会員登録ということで利用料金など配慮されていますけれども、今回の審査の中で今後施設利用を無料にしたかどうかという意見が出たのかどうか。出たとしたら、それに対して佐渡市の対応はどうか、これを伺います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中村議員のご質問にお答えします。

確かに利用料金が今回の改正で、従来であれば700万円程度、700万少しあったものが、恐らく試算すると600万円ぐらいに、100万円ぐらいの収入でいえば減になるかということになります。そのことによって、それは委員の中から、だったら市民サービスのためにただでというような話も意見として出ましたけれども、そのことについて突き詰めてご答弁はもらってはおりませんけれども、委員会の中でそういう話も出たことは事実であります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君の3回目の質疑を許します。

○13番（中村良夫君） 公民館施設等で今後も委員会などで利用者に応えられるよう努力していただきたいということを指摘して私の質疑終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第137号の質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第137号 佐渡市公民館条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第157号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君の1回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） この補正予算についても全く意見等がついていないので、お尋ねをしたいというふうに思います。

とりわけこの中身を補正の内容でいいますと、離島航路船舶建造事業の補助金であります。過去の議会でも、いわゆるカーフェリーを新しくつくるという問題で大きな焦点となったものです。中身ですが、国の補助の次年度予算の前倒しの補正だというふうに言われているわけですが、一時は過去に国の社会資本整備総合交付金が満額認められないのではないかという、そんなこともあったわけですが、その辺の見通しはどうか。

2点目は、離島流通効率化事業の補助金であります。これも急遽認められたということに伴う補正であります。説明をされている5つの事業のうち、黒豚流通システムの構築と水産加工施設整備事業のこの2つは特に新しい取り組みに伴うもののように見受けられますが、問題点やその中身についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） それでは、中川議員のご質問にお答えをいたします。

国の補助金の見通しについては、議員ご承知のとおり、震災等の復興の関係もあって新年度予算においては全く不透明であるというような説明がございました。

また、社会資本整備総合交付金が仮に満額認められなかった場合はどうなるのかというご質問でありますけれども、事業費の不足分については県に支出していただくように要望をしております。この要望につきましては、前高野市長と現甲斐市長が2回行っているそうです。なお、佐渡汽船においても不足する分が発生するわけでございますが、そのことについては自費での対応も視野に入れて検討をされているそうです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 村川産業建設常任委員長の答弁を許します。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川議員の質問にお答えします。

この事業予算は、国土交通省の離島の流通効率化、コスト改善のための事業ということで急遽事業が認められたということで今議会中に提出されまして、17日に審査を行ったのですが、委員会としても審査が不十分ということで19日に再審査を行いました。まず、この事業全体の、5つの事業があるのですが、説明をしますと、事業内容は離島は本土より生活物資の輸入や生產品の輸出に関しては海上輸送に要するコストがかかり、物価高や産業競争力は低下するというので、流通改善への支援が目的で海上輸送、保管、荷さばきや流通加工の過程で流通構造の改善に効果のある機材の導入や施設整備への支援となっております。今回5つの事業で事業費の合計が1億5,479万2,000円で、その負担割合は国が50%、市が10%、事業者負担が40%となっております。そして、この事業の対象条件として、1つは1次產品の加工であること、2つ目が異業種間の連携がされていること、そして6次産業化へ結びつけることという

条件があります。

ご懸念の佐渡の島豚流通システム構築効率化事業は、養豚業者と運送海運業と加工業者が共同することによって黒豚の生産に係る輸送コストの低減を図り、佐渡で加工し、販売することで佐渡産黒豚事業の成立を目的とするものであります。屠殺場のない佐渡においては輸送コストがかさみ、豚の販売加工は現状では経営が困難な状況です。そこで、今回生産者と流通加工業者が連携して佐渡で加工し、島内外に販売することにより豚の生産費をカバーし、新たな流通システムをつくるというものです。フォークリフトによる豚の移動のコスト低減とか、加工施設を拠点とする新たな流通システムによる佐渡豚の生産で6次産業化という新たな産業が生まれると委員会は判断しました。

もう一つの水産物加工ですけれども、佐渡の水産物は現在7割が鮮魚の状態で本土に集荷されています。流通は海上輸送のために鮮度は低下し、輸送コスト高や天候やフェリーの出港時間等の制約を受け、非常に安く取引をされているのが現状です。この事業は、漁業生産者、沢根大謀、漁業団体、佐渡漁協、流通業者、株式会社東新運輸、加工販売会社、株式会社ビッグフィッシャー社が連携して取り組み、高品質で付加価値の高い加工品を生産・増加し販売することで島ブランドの発信、雇用促進を行い、佐渡の産業振興につなげるものと期待して承認しました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 1点目の黒豚、今話聞いていると、中身については全く説明については異論がないのですが、例えば黒豚の話でいいますと、結果的に佐渡で豚つくって新潟へ運んで、新潟から佐渡に帰ってここで加工してまたということになるわけで、今説明あった黒豚そのものでいうならば、豚を屠殺できる場所があって外へ出るとというのが本来効率的なのではないのか、その辺はどのような審査だったのか。

それともう一点は、さっき水産加工施設の関連の話ありました。それも聞いていると、そのとおりですが、先ほど委員長の説明にもあったように、もともと佐渡市の中でそういう取り組みを進めていたのでしょうか、急遽予算が認められたということで、にわか仕立てでいろんなトラブルやそういった問題点はないのか、その辺をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川議員の質問にお答えします。

まず、最初の黒豚ですけれども、議員のおっしゃるとおり、現状ですと、非常に厳しい経営になるかと思いますが、というのは、屠殺場が佐渡にないということです。その移送だけでも3往復するわけです。島外へ出して屠殺して、それを島内に戻してさらに加工してもう一度販売に結びつけるということで、その点で実はこの事業者として努力をしているのは、できるだけ島内の自給飼料で豚を生産して付加価値を上げて1頭当たりの単価を、これは島黒豚ということで黒豚なのですけれども、現在の流通されている豚肉よりもかなり高い単価で販売をします。そのためには、どうしても付加価値を上げるためには自主流通の中で加工して、そしてできれば自分たちのやっているところで食べていただくとか、そういう形で付加価値のついた島黒豚ブランドというものを目標としております。屠殺場、これは委員会の中でも少しあったのですけれども、屠殺場をではつくればいいではないかという話もあるのですけれども、現在屠殺場をつ

くるといって、H A C C Pの衛生管理の条件とかトレーサビリティとかの衛生流通規制が非常に厳しくなったものですから、多分何億という金額がかかります。現在島内では、豚はこの事業者を除くとゼロ頭ということです。屠殺場をまずつくるには、年間でも豚の屠殺の数が5,000頭とか、それにプラス牛が1,000頭とか、最低でもそれ以上の屠殺数がないと処理場は、施設はできないということになっておりますので、いつかは佐渡島の中でそういう施設ができるぐらいの畜産振興がいけばいいのですけれども、現状では非常に難しいということです。

それから、水産物加工は現在7人ぐらいの従業員でやっている会社が、長野の会社がございまして、その会社がこういう形でブランド化というか、加工販売まで進めることによって雇用促進を行って佐渡の水産業に活気を与えるということで取り組むものでございまして、もともとは事業の実施主体が民間の場合は流通効率化協議会というものを組織して、佐渡市が主体となって流通効率化計画を作成して、そして国に提出すると。国土交通大臣が内容を審査して、支援計画が有効かつ効果的であると判断した場合に承認されるという形になって承認されております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） ありがとうございます。

総務委員長のほうに1点だけ確認の意味でお尋ねをしておきたいと思います。先ごろの選挙で新しいまた政権にもなるわけで、カーフェリーの国の補助がどうなるかというのは非常に気になるところですが、先ほどのお話ですと、県に持たせるという、かなりかたいお言葉があったのですが、そのように理解してよろしいですね。

○議長（祝 優雄君） 中川総務文教常任委員長の答弁を許します。

○総務文教常任委員長（中川隆一君） 中川議員のご質問にお答えをいたします。

これは、あくまでも公費で負担をしていただかないと運賃還元できないという部分もありますので、もちろん県に、これは確定ではなくて、前高野市長も現甲斐市長も要望しておると、そういうことになったときには県のほうでお願いしますという要望を積極的にしていただいているということでもあります。また、今年度中に国が第3次の大型補正をするようなふうに見込まれておることからも、可能であればさらに予算を確保するために一生懸命取り組んでいただくと、そして事業を進めていくというふうの説明を受けております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第157号の質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第157号 平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、請願第7号 オスプレイの在沖米軍普天間基地配備と新潟県上空を含む国内低空飛行訓練の中止を求める請願について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則の定めるところにより、原案について起立により行います。

念のため申し上げます。オスプレイの配備などについて中止すべきと思われる方は起立してください。もう一度申し上げます。オスプレイの配備などについて中止すべきと思われる方は起立をしてください。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不採択となりました。

次に、さきに議決いたしました議案第133号、議案第137号、議案第157号及び請願第7号を除いた総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について副委員長の報告を求めます。

市民厚生常任副委員長、荒井眞理さん。

〔市民厚生常任副委員長 荒井眞理君登壇〕

○市民厚生常任副委員長（荒井眞理君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第134号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険税の普通徴収の納期を現行の年6回から年12回にふやして1回ごとの納税額を軽減することにより、計画的な納税につなげるよう、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 財産の無償譲渡について（旧羽吉保育園）。本案は、旧羽吉保育園を利活用し小規模多機能型居宅介護事業を行うため、当該事業者について公募・選定した結果、当該施設を「ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟」へ無償譲渡するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第143号 平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、退職被保険者等療養給付費の増額等により、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ9,062万9,000円を追加し、予算総額を73億8,436万8,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第144号 平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について。本案は、平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、人間ドック委託料及び肺炎球菌ワクチン接種費用に係る補助金の増額等により、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ106万円を追加し、予算総額を7億2,665万9,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 し尿受入施設建設(建築)工事請負契約の締結について、議案第152号 し尿受入施設建設(プラント)工事請負契約の締結について。以上の2議案は、し尿及び浄化槽汚泥を国府川浄化センターにおいて処理する施設の建設工事に関する工事請負契約の案件であり、それぞれ12月4日に入札執行し、最低価格者と当該契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(祝 優雄君) 質疑及び討論の通告はありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。

本案は、副委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(祝 優雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、村川四郎君。

〔産業建設常任委員長 村川四郎君登壇〕

○産業建設常任委員長(村川四郎君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第135号 佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキの森公園内にトキふれあい施設が完成したことに伴い、当該施設の設置規定を定める等のため、佐渡市トキの森公園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 字の変更について(両津北部地区)。本案は、新潟県が実施した土地改良工事が完了したことに伴い、字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第145号 平成24年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算(第2号)について。本案は、平成24年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ5,807万2,000円を減額し、予算総額を12億3,020万7,000円とするものであります。主な内容は、国庫補助金の減額に伴う建設改良費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 平成24年度佐渡市水道事業会計補正予算(第4号)について。本案は、平成24年度佐渡市水道事業会計予算について、資本的収入及び資本的支出の予定額からそれぞれ2,230万円を減額するも

のであります。内容は、国庫補助金の減額に伴う建設改良費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上。

○議長（祝 優雄君） これより質疑に入ります。

議案第135号 佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定について、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 産業建設常任委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

これも先ほど私が述べたとおり、意見等も全くありません。しかも、今読み上げた中身を言うと、一体条例が、削除されたということはわかるのだが、具体的にどうなるかも非常にわかりにくいものであります。先ほど説明があったように、約3億6,000万円かけて完成をしたトキを見ることのできる施設のトキふれあい施設の完成報告に基づく入場、入園する際の協力金に伴う条例改正であります。条例からこの協力金を削除するわけですが、その根拠は一体何なのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川議員の質問にお答えします。

まず、現在環境保全協力費となっております。実は、このことで委員会も賛成多数とあるように、意見が幾つか分かれました。その中で、なぜ執行部がこの条例を削除して、現在その協力費が載っているのですけれども、その裏づけとなることは、ちょっと説明させていただきますと、トキの飼育繁殖を始めとするトキ保護増殖事業は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により、国が定めたトキ保護増殖事業計画に基づいて進められております。環境省は、鳥インフルエンザなどの感染症によるリスク分散の観点から、佐渡トキ保護センターのほかにも多摩動物園、石川動物園、出雲トキ分散飼育センター、長岡トキ分散飼育センターの5つのトキの分散飼育施設のいずれかの施設においても入場料や協力金は徴収しておりません。協力金という形でお金をいただいているのは、佐渡のトキ保護センターだけです。佐渡市トキの森公園条例の規定に基づいて現在一般200円の環境保全協力費を、環境省は徴収することを妨げないとしてきました経緯がございます。今回既存のこの資料展示館、今までのトキの森公園の中に一体的な運用を図るためにトキのふれあい施設が完成し、来年の春オープンすることになっております。このトキのふれあい施設、これは佐渡市の所有なのですけれども、これとトキの資料館、環境省の管轄なのですけれども、を一体的な施設として利用者に対して協力費を大人400円に増額して徴収したいという議案が出されました。環境省からの指導といいますか、要望、それから庁内における法令審査会からも環境保全協力費というのはマスト項目ではないのです。条例として載せた場合には、必ずお金をいただかなければいけない、余りこれははっきり言いたくないのですけれども、嫌であれば環境保全協力費は払わなくても済むということになるのですけれども、条例に載せる場合には必ず払わなければいけないという形の入園料とか入場料という形になるわけです。この施設は動物園と違って、動物を見せてお金を取るというのではなくて、あくまでも学術的に絶滅危惧種を保護するということと、それからそういう環境に対する入園者の意識を高めるということもありまして、条例に載せるにはそぐわないとして佐渡市トキの森公園管

理運用規程の中で環境保全協力費というのを別に定めたいということで条例の削除を求めたものです。そういうことで、委員会としては賛成多数ということで認めました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） 一言で言えば、あれは入園料とか入場料ではなくて、強制力を伴わない協力金、別の言葉で言えば寄附ということのようですが、でも実態上はあそこに行くと、たしか販売券があって、大人200円、今子供100円です。事実上、寄附であるものに大人200円、子供100円ではないと、実態上として強制的な協力金というシステムに現在なっているのではないのでしょうか。結局それ持って行って、ちぎりやってもらってパンフレット初めてもらうわけで、実態上としてそうなっているものを今度は200円、400円として額も上げて、理屈でいうと、協力金なのだから、条例で定める強制寄附が禁止されていますから、定めずにやるということなのだけれども、実態上から見ると、事実上の、強制寄附かどうかというのは論争の分かれるところですが、強制的な入場料ということにはなりはしませんか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川議員の質問にお答えします。

委員会でそのところでいろいろと大変議論はたくさんされたところでありまして、入園料とか入場料のほうがいいのではないかという声もたくさん出ました。それから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員長（村川四郎君） いやいや、私もそういう意見も出したものですから。その中で執行部のほうの説明と環境省からの要望にもありましたように、確かに考えてみると、環境保全協力費という名目でこの施設に来られる方に対しては動物園の動物を見に来たのではないよと、環境保全協力費という意味を込めて券売機のところにも、パンフレットにも、これこれこうで、この施設はこういう形で環境保全協力費を求めてトキ基金の中から運営されているようなことを券売機とかパンフレットに説明を、これからパンフレットをふれあい施設作成しますので、そういう説明を親切にちゃんとすれば理解してもらえるのではないかということで、それはそれでよしということで条例から外すということを認めたわけです。

それともう一つ言いますと、産業建設委員会としては現在のメンバーでなくて、昨年、一昨年産業建設委員会の議論をずっとさかのぼって見ました。その中には、このふれあい施設ができるのであれば執行部からは25万人ぐらい訪れるとか、そういう話もあった中で、自主運営ができるようにするためには現在の環境保全協力費ではやっていけないのではないかと。できるだけ自主運営ができるように500円取れとか、600円にしろとか、そういう議論が議会からも強い要望があったことは確かでありまして、そういう中で環境保全協力費として400円ぐらいにしたいと。それで、24万人で予定しているのですけれども、そうすると自主運営ができるのではないかということで、そういう形で認めたわけです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の3回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） そうしますと、確認ですが、あくまでも寄附であるので、さっき言ったように、実

態上はあそこで買って入らないと入りにくいし、それ持っていかないとパンフレットもらえないから、買わざるを得ないという実態の形状になっているのですが、そうすると今ほどの委員長のご説明ですと、寄附金、協力金だと。寄附金、協力金だけれども、大人は400円、子供は200円ということになるのですが、そうすると、これが嫌だかどうだかという話は別なのだけれども、協力金なんか払わなくても入れるというふうに解釈できると思うのですが、そういうことなのか。

それともう一つは、金額的には細かいものなのですが、こういった処理をどうするかというのは地方自治法や財務規則も求めて厳しく定められていますから、そういった法令等に照らして実態上から見たときに私かなり問題あるのではないかというような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

村川産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（村川四郎君） 中川議員の質問にお答えします。

実際問題これはテレビの前で市民の皆さんたくさん見られていると思いますので、環境保全協力費であるから、嫌な人は払わなくてもいいのではないかというふうになりますと、確かに協力費として条例から外せば、それは可能となるのですけれども、そういう方は市民の中にはほとんどおられないだろうということで、この施設を自主運営するためというか、現在この協力費はトキ基金の中に全部繰り込まれるのです。いろいろ寄附もたくさんというか、有志の方から寄附をいただくのですけれども、そのトキ基金の中から維持管理費も含めて協力費のトータルしたものから運営していくという形になっております。ですから、あくまでもそういう観点でこの施設がいわゆる通常の動物園とか、そういう施設とは違うのですよということ、絶滅危惧種を一生懸命佐渡の人たちがいろいろ力を合わせて保護するためにやっているのですよということを見せることによって佐渡島のブランドといいますか、そういう佐渡島自体の価値も上がるのではないかというふうに、1つは観光振興というような面も考えてよしとしたということでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 以上で議案第135号の質疑を終結します。

これより産業建設常任委員会に付託した議案第135号 佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、さきに議決いたしました議案第135号を除いた産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 （決算審査特別委員会付託案件）

継続審査中の議案第113号から継続審査中の議案第127号

○議長（祝 優雄君） 日程第3、これより決算審査特別委員会に付託した案件について議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、加賀博昭君。

〔決算審査特別委員長 加賀博昭君登壇〕

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） 決算審査特別委員長、加賀博昭。

決算審査委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

平成23年度一般会計及び各特別会計の特徴は、概要が示すとおり平成22年度からの繰越明許費「経済対策」13億9,451万2,177円が加えられて執行されております。

継続審査中の議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額532億7,072万933円、(2)、歳出総額510億2,848万9,579円、(3)、歳入歳出差引額22億4,223万1,354円。

審査において、本委員会が第1に重視したものは、大型事業である「両津港埠頭開発」12億8,810万円と「(仮称)佐渡市総合体育館」31億9,100万円の設計監理費の予算執行である。この2大事業の設計費は8,274万円であるが、平成24年度において「両津港埠頭開発」9億3,850万円が3億4,960万円増額補正されて12億8,810万円に、また「(仮称)佐渡市総合体育館」は25億900万円が6億8,200万円増額補正されて31億9,100万円になり、両事業の増額補正額は10億3,160万円が予定されている。その原因は、事業に対する事前計画のずさんさと設計入札の執行にも問題があった。特に「両津港埠頭開発」の実施設計3,076万5,000円の随意契約（財務規則第142条第3項第4号適用）の契約方法は「理由説明」からも不適切である。その結果、財政規律を乱す大型補正を生じさせたものである。本委員会の審査目標は「主要施策の成果」に重点を置き、「反省点」を求めたが、この2大事業の担当課からは反省結果の報告はなかった。加えて監査委員の行政監査の記録もなかったものである。これを不問に付せば議会の決算審査特別委員会の存在と責任が市民から問われることになる。よって警鐘を鳴らし、平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算は、賛成少数で不認定とするものとして決定しました。

次に重視したものは、「佐渡市行政改革大綱」の実施計画についてである。特に「定員の適正化計画の推進」は、合併10年後に向けて急速に進められる普通会計職員の類似団体化の推進に対する対応である。現在の大綱によれば、平成21年4月1日現在の総職員数1,466人を平成27年4月1日までに470人削減して996人にするという目標である。このことに対し、現下の状況を踏まえ斬新な分析と指摘を行うこととし

た。(1)、総合政策課と行政改革課について。市長の「政策吟味と行革遂行機関」として直属とすべきである。(総合政策と行政改革は行政の両輪である。)(2)、税務課について。平成23年度の税金の滞納額は6億9,572万2,000円で、前年度より3,152万1,000円の増加である。本委員会は、53人の職員を擁し、2億6,075万6,489円の給与、手当等を支払っている税務課に未収金対策を具体的に求めた。その結果「滞納整理班」の内部業務を外し、専念できる体制をとるとの回答を得たので、その成果を見守りたい。(3)、消防について。超限界集落が点在する佐渡市の高齢化とともに、消防団員の高齢化が進んでいる実情を踏まえ、災害からの安心・安全のために、現在の消防職員数179人を125人体制まで削減するとの検討は見直すべきである。(4)、監査委員について。監査委員の「行政監査」を重視し、監査日数をふやすとともに、報酬もそれに見合うものにすべきである。(5)、支所・行政サービスセンターについて。縦割り行政の分身ではない支所・行政サービスセンター機能を現下の実情に沿って新しい視点で確立すること。(6)、歌代の里、すこやか両津の統合について。①、歌代の里、すこやか両津は、介護保険を主な財源とする「介護報酬」で経営する事業体であり、働く職員は、普通会計職員ではない。市立病院に近い独立した経営体であり、高齢福祉課から分離すべきである。②、すこやか両津について、一般会計繰入金1億1,506万9,000円があるが、公債費の8,780万7,834円を除く2,726万1,166円は繰入れるべきではない。経営する事業体にはあってはならないことである。(両津病院病床譲渡の際に県に指摘されている。)。③、歌代の里、すこやか両津を事業体として独立させることで、職員削減計画からは外すことができるものである。

その他指摘すべき事項について、(1)、島づくり推進課の「まちづくりモデル地区支援事業」と観光商工課の「まちづくり交付金事業」は、類似事業であり今後は統一して実施すべきである。(2)、平成23年度の路線バス運行費補助金は、県費7,884万9,000円、市費1億3,070万2,000円、合計2億9,551万1,000円である。路線は16路線に及ぶが、さらに現状分析をして利便性の検討をされたい。(3)、平成23年度の人件費は前年比15%の減少であるが、物件費の中の人件費の増額を抑制すべきである。(4)、高齢者の利用が多い市役所においては、親切な窓口案内は重要である。下記の数値からもさらなる改善に努められたい。

(平成23年度窓口案内件数)。4月からありまして、3月まで合計6,649件ございます。

継続審査中の議案第114号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額71億2,723万5,732円、(2)、歳出総額70億9,026万4,298円、(3)、歳入歳出差引額3,697万1,434円。これを下記の数値で説明する。1、「平成23年度国民健康保険税滞納実態」の2億4,516万3,000円に国保喪失世帯428世帯分の6,712万円を加えると平成23年度の滞納総額は3億1,228万3,000円になる。これの80%を徴収することで、国民健康保険税の引き上げの必要はなくなる。2、「平成23年度国民健康保険税滞納実態」の所得ゼロ階層の納税努力に対して、高額所得階層の滞納には問題がある。所得600万円以上の2,588万1,000円の滞納は許しがたい。審査の結果、厳しい指摘をして賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第115号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額7億1,768万1,598円、(2)、歳出総額7億630万3,159円、(3)、歳入歳出差引額1,137万8,439円。審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第116号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額74億870万408円、(2)、歳出総額73億3,084万5,092円、(3)、歳入歳出差引額7,785万5,316円。審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第117号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額16億2,952万5,945円、(2)、歳出総額15億6,250万3,461円、(3)、歳入歳出差引額6,702万2,484円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第118号 平成23年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額32億1,607万4,970円、(2)、歳出総額31億2,298万4,020円、(3)、歳入歳出差引額9,309万950円。この決算で重視されるべきは、使用料収入の6億3,625万5,480円、つなぎ込み率が55%と低いことである。それと一般会計繰入金15億5,118万4,948円に注目したい。また歳出では公債費14億8,442万8,669円が大きく、将来にわたって一般会計の繰入金に依存することになる。佐渡市の地方交付税の基準財政需要額の積算根拠に下水道の11億円があるとの主張もあるが、それを頼りに運営すれば近く破綻することになる。それを回避する道は、つなぎ込み率80%以上の改善の実現しかないと強く指摘して、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第119号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額2億6,316万2,318円、(2)、歳出総額2億5,809万9,325円、(3)、歳入歳出差引額506万2,993円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第120号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額4億8,444万8,586円、(2)、歳出総額4億8,106万4,493円、(3)、歳入歳出差引額338万4,093円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第121号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額5億9,271万926円、(2)、歳出総額5億7,679万8,312円、(3)、歳入歳出差引額

1,591万2,614円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第122号 平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額40万9,278円、(2)、歳出総額40万7,907円、(3)、歳入歳出差引額1,371円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第123号 平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を認めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額620万480円、(2)、歳出総額619万9,827円、(3)、歳入歳出差引額653円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第124号 平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額745万8,684円、(2)、歳出総額715万8,461円、(3)、歳入歳出差引額30万223円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第125号 平成23年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。(1)、歳入総額372万288円、(2)、歳出総額357万4,184円、(3)、歳入歳出差引額14万6,104円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第126号 平成23年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出、(1)、収入決算額24億9,826万7,369円、(2)、支出決算額23億6,967万6,436円。2、資本的収入及び支出、(1)、収入決算額1億5,379万1,000円、(2)、支出決算額2億3,060万8,841円。病院経営を示す数値を説明する。平成16年、1億9,320万9,000円赤字、平成17年、6,347万円赤字、平成18年、1億8,353万2,000円赤字、平成19年、1億1,287万5,000円赤字、平成20年、1億2,833万円赤字、平成21年、3,969万3,000円赤字、平成22年、5,156万8,000円黒字、平成23年、1億2,601万1,000円黒字。「潰すか、立て直すか。」3年間で答えを出せと総務省は「地方自治体財政健全化法」を盾に佐渡市に迫った。平成23年度はその3年目の年であるが、見事に立て直した。全国的に自治体病院が低迷する中で官での立て直しは評価に値する。総務省は平成23年3月発表の「公立病院経営改善の評価すべき事例」として、佐渡市立病院を全国に紹介した。全国表彰に向けてさらに努力されたい。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第127号 平成23年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成23年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出、(1)、収入決算額13億3,850万7,656円、(2)、支出決算額12億3,630万

6,719円。2、資本的収入及び支出、(1)、収入決算額15億1,401万621円、(2)、支出決算額21億8,033万6,273円。審査の結果、原案どおり認定すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長(祝 優雄君) ここで10分間休憩をします。

午後 3時33分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長(祝 優雄君) 再開します。

決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

継続審査中の議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○8番(中川直美君) 委員長お疲れのところ恐縮ではありますが、通告をしてあるとおりでありますが、1つは3.11東日本大震災を受けての年度でありましたが、その教訓を生かした取り組み等の状況に問題点はなかったのか。

2つ、報告書の中でも指摘をしておりますが、大型事業の両津港開発、総合体育館の設計において十分な事前計画と当初目的が現在に生かされたものとなっていたのか。

3つ、報告書では賛成少数で不認定となっておりますが、その状況はどのような状況だったのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長(祝 優雄君) 答弁を許します。

加賀決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長(加賀博昭君) まず、中川直美議員の第1の質問でございます。当決算審査特別委員会は、審査の目的を主要施策を中心にして反省点ありやなしやと、こういうことで審査をしてみましたので、第1の問題として特に取り上げるようなものはございませんでした。

次に、第2の質問でございます。これが大変でございます。特に最初に両津港再開発の問題について申し上げます。実は、基本設計を行ったのは23年3月末でございます。ところが、23年8月末になりまして、国際会議施設の指示が前の市長から出ておるのです。そして、23年10月末に実施設計を随意契約にしたと、こうなっておるのです。そこで、私どもは非常に重要な問題ですので、徹底的に調査をいたしました。一体随意契約にしたその理由書について開陳を求めました。随意契約の許可をしたのは、そこにおける甲斐市長が副市長のときであります。その第1の理由として、市議会総務文教常任委員会の意見があったとなっている。そんなものありません。次に、観光旅館組合からの要望というのがあったというふうに書いてありますが、そういうものはわかりません。いずれにしても市議会からのものはなかった。なぜならば、委員会審査のときに例えば私のようなのが意見を述べた、そんなのは議会の意見とはならぬのであります。そういう重要な問題は委員会で決議をしまして、文章をもってやるわけでありまして、先般私ども別の特別委員会でやりましたが、甲斐市長のところへは文書で上げてあります。そういうものが意見というものになるので、審査の過程で1人の委員が発言したようなものは意見とはならぬのであります。そういうふう

に私どもは詳細に調べさせていただきました。また、特に監査委員が決算監査のときに指摘したかどうか。監査委員が決算監査のときに指摘をしておれば、私どもは五十歩百歩譲って許すという、つまり認定しようということで臨んだ。これもない。そうなれば、議会としてきちっとしなければなるまいということがあります。それから、次の総合体育館については、これまた大変なわけでありまして、9億3,850万円が12億8,810万円、補正額は3億4,960万円になっておる。しかも、これには林地の解除、大規模開発解除というような作業をしなければならないのに、そういうこともいいかげんにして突っ走ったために途中からいろいろな問題が起きておる。言ってみれば、これ皆設計にかかわる部分でございます。私ども23年度決算というのは、事業の決算ではない。これは、設計問題なのであります。2つの問題総じて言えることは、極めてずさんな結果、こういうことが起こった。甲斐市長でさえ本会議で基本設計をもとに工事の設計図をつくるのが実施設計で、こんな大きな差は担当課のチェックに問題があり、今後見直すと、こう言っておるわけです。そのぐらい重要な問題であって、私が先ほど申し上げたようなことがありますので、ここは議会が最後のとりでとしてやったわけでございます。

次に、3番目、賛成少数で不認定と、ここは非常に大事なところなのだ。これは、実名を挙げてもいいということになっておりますので、実名を挙げます。実は、認定でどうだと言ったのは金子委員であります。しかし、金子委員はこう言っておるのです。今でも委員会審査報告書については一言の異議もございません。一言も異議もないのに、なぜ少数意見を出すのだと私が言ったら、まことに笑われるかもしれぬけれども、私は前々回の監査委員なのだ。それに免じて俺だけ外させてくれと、こういうことで外したので、委員長報告については誰ひとりも異論を唱えた者はないのです。まさに全員一致で決めたのが、この委員長報告でございます。これで中川議員の賛成少数、不認定の状況を説明せよということについては説明ができたと思います。まさに委員長報告には異論はないことを申し上げておきます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の2回目の質疑を許します。

○8番（中川直美君） それでは、確認だけしておきたいと思いますが、今委員長から報告があったように、かなり仔細な審査をされたようではありますが、今もあったのですが、ここに書かれている意見は委員長の意見ではなく、不認定をされた委員会の意見というように捉えてよろしいでしょうね。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

加賀決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（加賀博昭君） そのとおりでございます。私は、審査に当たりまして、全委員に言いました。決算審査というのは、委員長、副委員長がやることではないのです。全員でやるのです。したがって、全員から文書で今度の決算についての意見というのを出していただきました。それを全部網羅してまとめたのが、この委員会審査報告書なのです。したがって、誰も異論がないと先ほど申し上げましたが、そういうふうにしてできた委員会審査報告書であると。今中川直美君は、これは委員会の総意でつくったものではないかと念押ししていただきましたが、まさにそのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。平成23年度決算認定に対して、原案に対して反対討論を行います。

決算認定については、議員必携では予算が適切に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべきであると執行済みのものと軽んじられることを戒めているもので、単に歳入歳出が法令等に照らして適法だったかのみでないことを指摘をして具体的に討論に入ります。

評価できるものとしては、落ち込んでいる地域経済対策として住宅リフォーム助成制度への取り組み、高校、大学等の進学に対応した市独自の奨学金制度や小中学校世帯への就学援助制度の拡充を上げることができます。ただ、平成20年度から国の大型経済対策予算が市民の暮らしと地域経済対策に使うべきと補助金だけで約50億円程度来ております。この予算をほぼ自由に使ってきたことに比較しても、また議会での提案も早くにあり、全国的な取り組みの広がりから見たら、今述べたものも取り組みが遅きに失していたということも指摘をしておきたいと思えます。

もう一点は、今後の施設のあり方も含めた市民の要望や署名にも応えた温泉の入湯税を引き下げました。これは、市民の声に応えたという点では評価できるものですが、高かった入湯税を県内並みにしたにすぎません。市民の願いは、将来的な施設等の課題も含めた願いであり、この声に引き続き応えるべきである、このことを指摘しておきたいと思えます。以上が評価できる部類であります。以下評価できない点について、3点について述べます。

1つは、新潟県と佐渡市とのかわりについてであります。市町村合併で10年を目前とした合併8年目がこの年度で、今後を展望した真剣な取り組みが必要であったにもかかわらず、海上国道である佐渡航路新造船建設問題があります。これは、60億円の船をつくることに佐渡市が21億円出すが、離島の生活道路に責任を持つべき新潟県は1円もお金を出しません。また、新潟・佐渡間の航空路が再開をされましたが、この航路補填でも、もともとは県が3分の2程度持っていたものが折半で負担することを佐渡市に押しつけられております。厚生連病院もこの年度にできましたが、厚生連病院建設でも佐渡市は30億円もの負担を持つが、県は一切この分の負担はないものであります。合併10年日以降財政が厳しくなるので、施設や事業の統廃合廃止、住民負担もいたし方ないなどの主張もありますが、財政の観点から見ても重大な問題です。船などの離島交通や命にかかわる医療問題について、他県では今指摘したようなことは少なく、県自体がそれなりの負担をしているのはご承知のとおりであります。市は、市民の暮らしを守る立場でしっかりした対応を新潟県にさせるべきでありました。また、佐渡から県政にかかわる議員は2人も出ていること、今からでも遅くないこと、この2点を加えて指摘をしておきたいと思えます。

2つ目は、大型開発の部類に入るトキふれあい施設と両津北埠頭開発についてであります。最終的には、トキの施設が約3.6億円、北埠頭開発、ガラス張りの国際会議場が、先ほども報告ありましたが、約13億円となるものであります。トキを見ることのできる施設は、当初繁殖能力のないトキなら国が貸してくれるはずで、これを観光に結びつけようというものであります。観光振興に結びつけようとの意図はわかりませんが、事実上、佐渡市直営の保護センターであります。加えて指摘をすれば、現在トキも日常生活で

見ることのできるような地区も生まれております。北埠頭開発は、旧両津市時代の埠頭移転にかかわる地域振興策で数十年前からの課題ですが、これも大きく時代背景も変わっています。もちろん地域的には当然期待の声もありますが、今日の時代に合った、そして地域の活性化にもつながり得るような施設とすべきものであります。北埠頭開発でも一言、新潟県のかかわりを指摘をします。議会でも問題視されましたが、建設予定地の県の施設の物件補償などだけで2億円を超えているものであります。

3点目、極めて衝撃の大きかった3.11東日本大震災とのかかわりであります。大きな地震、津波、原発災害と信じがたいような大きな災害事故が起きました。日本は地震列島で、活動期に入っており、どこでも似たようなことが起こりかねないと警鐘が鳴らされ、東日本大震災の教訓からも地方自治体が果たさなくてはならない役割が強く強調された年度でありました。今議会でも取り上げられましたが、緊急情報システムの全世界への一方通行のラジオ配備は3.11以前に計画をされたものであります。また、津波浸水範囲ではないのかもしれませんが、システムの拠点は海岸に面した真野行政サービスセンターでもあります。23年度の中からは少々外れますが、津波警報が出たら消防署が市民の安全を守るためにいち早く逃げなくてはならない地域に建設するなどもあることを加えておきます。3.11東日本大震災では、避難所となる学校等の施設の重要さが指摘をされ、幾度も報道されました。23年には、数多くの学校校舎や体育館などの公共施設の建設や計画が進められましたが、3.11以降に設計、建設するというにもかかわらず、避難所機能も考えないというのは離島で高齢化の島として全く考えられないことで、防災意識の欠如であると私は考えます。以上、大きな3点について指摘をしました。

市民の暮らしや地域経済は本当に厳しい中のものであり、23年度は今述べたようなことが進められたわけであります。地方自治体の仕事は、市民の暮らしと命、安全を守ることです。地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする明記されていることを強く指摘をし、反対の討論といたします。

○議長（祝 優雄君） 次に、佐藤孝君の賛成討論を許します。

佐藤孝君。

〔15番 佐藤 孝君登壇〕

○15番（佐藤 孝君） 新和会の佐藤孝です。継続審査中の議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論を簡潔に行います。

今ほど中川議員の反対討論と加賀委員長のやりとりを聞いておりました。新たな事実もわかりましたが、決算認定の原理原則は議会議決に基づく予算の適正な執行にあり、その結果としての行政効果を確認するものであります。また、法令、条例、規則等、関係法規に対する適合関係や前年度決算との間の不一致がないか、予算審議と実際の執行結果はどうか、また歳入欠陥や不用額の原因は何なのかなどを審査し、将来の財政運営にこれらを反映させるといった視点から検討が必要であります。しかし、今回の委員長報告で不認定の理由として、大型事業である2事業の両津港埠頭開発及び（仮称）佐渡市総合体育館の設計費と平成24年度の大規模補正を問題視しております。平成24年度の大規模補正については、24年度決算において審査すべきもので、その内容が法令、条例、規則等に重大な違反をしていれば不認定とすることもあり得ると思いますが、今回の平成23年度決算においては、法令等の違反など重大な問題が私は発見されたわけではないというふうに解釈をしております。設計委託料の執行や、また随意契約での財務規則第142条第

3項第4号の適用も機能等の変更であり、競争入札に付すことが不利と認められる妥当な措置と考えております。よって、議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算は認定すべきと考えますので、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 次に、金田淳一君の賛成討論を許します。

金田淳一君。

〔10番 金田淳一君登壇〕

○10番（金田淳一君） 新生クラブの金田淳一です。賛成の立場から討論を行います。

平成23年度一般会計については、たび重なる経済対策により歳入総額が532億円に上るという大型決算となりました。3月11日の東日本大震災における避難者への援助として、避難所の開設や来島者への海上交通費支援など手厚い対応をとり、1億1,500万円余りの支援金額となっています。また、いつ遭遇するかわからない災害対策として、佐渡全域を対象として緊急情報伝達システムの調査設計業務も5,300万円余りを支出、老朽化した佐渡総合病院の新築支援など医療推進に13億8,500万円、介護保険施設の新規開設に伴う助成に2億9,600万円など充て、安全で安心な暮らしづくりを進めています。産業の振興については、世界農業遺産、ジラス認定につながった朱鷺と暮らす郷米の学術的な背景の確立に向けた大学連携や寄附講座の開設に2,800万円余り、中山間地域等直接支払制度に8億7,400万円、生物多様性と集落営農、担い手支援にも積極的に取り組みました。また、地場製品の販売促進へアンテナショップや誘致企業支援にも取り組みました。製造業の海上輸送支援も1870万円行っています。観光分野では、東日本大震災の減少を取り戻すべく友好交流バスや修学旅行支援を行いました。景気対策として、大好評で追加を行った住宅リフォーム制度に2億円余り、プレミアム商品券発行に4,890万円を支援してまいりました。学校建設として、小学校では相川、金井、畑野、松ヶ崎の改築や両津、七浦の大規模改修を、中学校では両津地区、南部地区統合中学校、内海府、前浜小中学校など教育施設の充実に大きな金額を投資してきました。建設関係では、社会資本整備総合交付金制度により市民生活に重要な道路整備を、また住民要望の多い道路、水路の改修事業を確実に実施しております。このように平成23年度一般会計により市民生活に欠くことのできない重要な政策を数々展開しており、市長及び執行部の政策推進を高く評価すべきものと考えているものであります。

さて、委員長報告の中で指摘をされております両津港埠頭開発の実施設計についてですが、入場料等を徴収できる仕組みを、すなわち展示室などの拡充などを求められたため、それを実施設計に反映させるためには基本設計における施設の機能などを変更する必要に迫られたものであります。基本設計においてはプロポーザル制度を採用し、デザイン性に特にすぐれた物件を選定されました。したがって、その意向や事業実施における条件や関係機関との協議内容を熟知している業者でなければ、実施設計はなし得ない案件であります。業務期間内に確実に実施設計の完成が困難と判断される状況でありました。随意契約をした理由として、先ほどの対応は佐渡市財務規則第142条第3項で定めてある「次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約を締結することができる」の第4号にある「競争入札に付すことが不利と認められるとき」に当てはまるものと考えているところであります。したがって、委員長報告にある随意契約の契約方法が不適切との指摘は当たらないものと考えます。

次に、佐渡市行政改革大綱の実施計画のうち、「定員の適正化計画の推進」についていろいろ指摘をされており、しかし、行革大綱の目標数値を示してあるのみで、委員会として現状維持がよいのか、削減に向けて努力すべきなのか明確な考え方が記述されておりません。これは、非常におかしい報告であると私は思います。また、(6)の③における「歌代の里、すこやか両津を事業体として独立させることで、職員削減計画からは外すことができるものである」の指摘は、全く的外れの信じられない議論であります。合併特例期間は平成25年度で終了し、地方交付税が順次削減され、一本算定となる平成30年までにいかにして早く本来のあるべき姿に到達するのかが今までの佐渡市議会の共通した認識であったはずであります。同一規模の自治体より大幅に多い職員と人件費を抱え、いかに対応すべきかを皆で知恵を絞り、議論をしてきたはずではなかったのではないのでしょうか。普通会計だろうと公営企業会計だろうと、一般会計からの繰出しや交付税措置などにより運営をしている立場は何ら変わりありません。歌代の里とすこやか両津を事業体として独立し、民間譲渡をして運営すれば職員削減計画から外すことができるというのであれば、私もそのとおりと解釈いたします。

さて、私は決算委員会の審査をかなりの回数傍聴をさせていただき、勉強もさせていただきました。委員会の審査はいかにあるべきかを考える毎日でした。委員全員で調査、審査をし、問題点を明らかにするのが正しい方向性と思っています。残念ながら今回の委員会のまとめのところでは、通常行われている議案に対する賛成あるいは反対、その明確な採決を求めず、委員長が作り上げた不認定の理由に賛同できるかできないか、賛同できないのであればその理由を述べよという形で採決を行ったように聞いております。考え方を整理するために休憩を求めた委員の要求も一切拒否されたと聞きます。委員会の会議ルールが無視された異常な状態であったと私は理解をいたします。絶対にあってはいけないことだと思えます。議会制民主主義の大きな脅威だというふうに思います。残念でなりません。

さて、この討論が終わりますと、採決になります。議員の皆さん、ことしの春自らの選挙をぜひ振り返っていただきたいと思えます。皆さんは、公平な政治あるいは議会の改革等を主張してこの議場にやってこられた方が多いと思えます。新人の方々は、特にそのような多くの市民の応援を得て大量得票されてこちらに来たのではないのでしょうか。どうぞ採決に当たっては、自らの議員としての責任と信念を持って対応していただきたいというお願いをして私の賛成討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で本案に対する討論を終結いたします。

これより決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第113号 平成23年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。本案の採決は会議規則の定めるところにより、原案について起立により行います。

念のため申し上げます。平成23年度一般会計決算について認定と思われる方は起立をしてください。もう一度申し上げます。平成23年度一般会計決算について認定と思われる方は起立をしてください。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第114号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第115号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、決算審査特別委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第116号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、さきに議決をしました継続審査中の議案第113号から継続審査中の議案第116号までを除いた決算審査特別委員会付託案件について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第4 議会改革特別委員会中間報告

○議長（祝 優雄君） 日程第4、議会改革特別委員会の中間報告を行います。

議会改革特別委員長、中川直美君。

〔議会改革特別委員長 中川直美君登壇〕

○議会改革特別委員長（中川直美君） 議会改革特別委員会中間報告書。

本委員会に付託された事項について、会議規則第45条第2項の規定により、次のとおり中間報告する。

記

1 本委員会への付託事項

- (1) 議員定数に関すること
- (2) 議会改革に関すること

2 委員会の開催状況

平成24年5月22日、同年6月15日、7月18日、8月20日、9月10日、9月18日、10月9日、11月12日、12月10日。

3 審査の概要

議員定数について

本委員会は、本市議会議員の定数について、全国各市議会の状況等を踏まえ検討を進めてきたが、次期一般選挙より現行の「24人」を「22人」に改めるべきことを賛成多数で決定したので、次のとおり報告する。

記

1 議員定数に関する法制

従来、市町村議会の議員定数は、地方自治法第91条の規定により、人口規模に応じて上限数を法定し、その範囲において条例で定める「法定上限制度」の考え方であった。

しかし、近年、地方自治の自律性の拡大を求める声が全国的に高まってきたことから、国は、平成23年8月に改正地方自治法を施行して、明治以来連綿と維持してきた当該制度を撤廃し、市町村議会の議員定数の増減を当該議会の自主的な判断に完全に委ねるものとした。

ただし、法改正に先立ち、第29次地方制度調査会の答申（平成21年6月16日）において、「各地方議会が議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべきである。」と期待されているところから、当然、当市議会においても、より慎重な対応が求められているところである。

2 全国の状況

(1) 人口段階別にみる状況

全国市議会議長会による平成23年12月31日現在の調査によると、人口段階別にみた全国の市の議員定数の状況は、次の表のとおりである。

これによると、佐渡市が属する人口段階区分「5～10万人未満」の市の議員定数の平均は、22.7人となっている。

(2) 類似団体Ⅱ－0の市（50市）における状況

総務省が示す類似団体において佐渡市が区分されている「類型Ⅱ－0」の市は50市であるが、その議員定数の平均は23.7人であるから、佐渡市の現行定数24人に極めて近い状況にあると言える。

しかし、佐渡市の人口は、平成27年には6万人を切ることが予想されていることから、人口5万人台の19市について抽出してみると、その平均は22.1人であった。

3 本市議会の定数の推移

平成16年4月18日執行の一般選挙より定数は60人、平成20年4月13日執行の一般選挙より28人、平成24年4月8日執行の一般選挙より24人。

4 主な意見

前述したとおり、本委員会の多数意見としては、本市議会の議員定数は、次期一般選挙より「22人」とすべきことを確認しているが、審査の過程における主な意見は、次のとおりである。

- (1) 既に削減を進めてきた経緯もあり、佐渡市の広大な面積を考慮すると、現状維持又は2人減の22人が適当である。
- (2) 他市の数値等を考慮すると、2人減の22人が適当である。
- (3) 議員1人あたりの人口と4年後の人口減を考慮すると、22人が適当である。
- (4) 定数減に比例して議員の質が向上するとは思えない。
- (5) 議会活動の質が現在より向上しない限り、現行定数のままでは、市民の理解が得られない。4人減の20人が適当である。

なお、将来的には18人を目指すべきである。

- (6) 佐渡市の現行定数は、既に類似団体の平均定数に近いところにある。佐渡市の広大な面積等を考慮すると、急いで減員する必要があるだろうか。それよりも議会の質を向上する努力を先行すべきである。

以上が出された意見であります。これをもって中間報告といたします。

日程第5 発議案第12号

○議長（祝 優雄君） 日程第5、発議案第12号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔3番 駒形信雄君登壇〕

○3番（駒形信雄君）

発議案第12号

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年12月19日

佐渡市議会議長 祝 優 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	駒 形 信 雄
賛成者	”	根 岸 勇 雄
	”	金 子 克 己
	”	中 川 隆 一

” 金 田 淳 一
” 山 田 伸 之

佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

佐渡市議会議員の定数を定める条例（平成18年佐渡市条例第72号）の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「22人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、その日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） これより発議案第12号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中村良夫君の反対討論を許します。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。発議案第12号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、私は議員定数を次期一般選挙より現在24人いる議員を22人に2人減らすという条例改正の発議案に対する反対討論を行います。

市民の皆さん、議員の皆さん、私は微力ではありますが、まず議員とは何なのか。議員は、そこに住んでいる、生活をしている地域住民と議会のパイプ役である。パイプの役目があるのです。議員は、住民と議会のパイプ役。議員の数が24人から22人になると、少なくなることは、その地域の住民の声を届けるパイプというものが小さくなるのです。さらに細くなる。2人減らすとパイプが細くなるのです。女性議員をふやしてほしいという意見があります。私もそう思います。だとしたら、パイプ細くすることはないだろうと。パイプを維持して選択することを保障すべきだと。平成20年6月議会、当時28人定数を現在の24人に議員定数を減らすことにも私は反対しました。しかし、定数は現在24人に決まっています。そうした現実を踏まえ、24人定数をこれ以上削減することには私は反対であり、ふやせでもないし、減らせでもない、現状維持の24人です。中川直美委員長はこの考えなので、発議案から遠慮しました。市民の中には、職員や議員の数を減らしてくれという声も私は受けていますが、片やその背景には佐渡市議会や議員に望むことは何かと。それは、市民から佐渡市の無駄遣いをチェックしてほしいと。そして、もっと議会や議員は市民の一人一人の声、地域の声を聞いてほしいと、こういった市民からの切実な多くの声があるのです。市の無駄遣いチェックと市民、地域の声を聞けです。

佐渡市が一島一市になって8年、現時点では合併は失敗と言わざるを得ません。しかし、今大事なことは合併がよかったか失敗したかを問うことではありません。現実には合併していることを踏まえ、これから佐渡市をどうよくしていくことが大事です。このことが今問われています。市民の声は、地震や災害に強い、そして安全、安心、福祉のまちづくりのために佐渡市が力を入れてもらいたいことは、高齢福祉、医療体制、雇用対策、第1次産業、国保を引き上げてほしいなどなど要望がたくさんあります。これら一つ一つ議員は取り上げて要望に応える努力をしていかなければなりません。今後佐渡市の人口減を考慮し、だから定数22人が適当だと言いますが、少なくとも現人口維持対策、そして人口増対策が必要です。人口減だから22人とは納得できません。佐渡市の広大な面積、変わらないのです、面積は。佐渡は広いのです。

旧市町村枠で議員が一人も出れないこともあり得るのです。それでいいのですか。市民から議員はもっと市の無駄遣いをチェックしろ、地域の声を聞けということのあらわれは一体何か。問題は、議員の人数少なくなって、このことを解決するわけではない。私ども不十分ではありますけれども、問題は今こういった声、市民に応えた議員の活動をしっかりやることではないでしょうか。祝議長も就任の挨拶で言ったが、市民の目線で議会改革必要だと言いました。まずは、今佐渡の人口、面積に対してどれだけの議員人数がいたら市民の声が反映できるのか、議会改革も含めてよく考えるべきです。これから年末年始地域へ帰られ、市民の声をしっかり聞いてください。急いで減員する必要はありません。

以上の理由で反対の討論としますが、発議案には失礼だけれども、発議案はいつでも出すことができます。議員の任期期間は、十分まだ時間はあります。無党派の方はもちろん、会派に所属している議員の皆さん、この議案は一人一人の議員にかかわる重要な問題です。良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で発議案第12号に対する討論を終結いたします。

これより発議案第12号 佐渡市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（祝 優雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第147号

○議長（祝 優雄君） 日程第6、議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、宮川安則氏の任期が平成25年3月31日をもって満了となるため、その後任に佐渡市春日1133番地9、平間俊雄氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第147号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第148号

○議長（祝 優雄君） 日程第7、議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、川島勝年氏の任期が平成25年3月31日をもって満了となりますが、引き続き川島氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題になっております議案第148号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第149号

○議長（祝 優雄君） 日程第8、議案第149号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第149号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、桑原武子氏の任期が平成25年3月31日をもって満了となりますが、引き続き桑原氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） お諮りします。

ただいま議題になっております議案第149号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第150号

○議長（祝 優雄君） 日程第9、議案第150号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第150号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、渡邊キシ子氏の任期が平成25年3月31日をもって満了となりますが、引き続き渡邊氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） ただいま議題になっております議案第150号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（祝 優雄君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 議長に申し上げておきますが、先ほど決算審査特別委員長の報告に対する、これは反対討論というのだから、賛成討論というふうになるのですが、この際金田君から委員長を名指しで審査にかかわる特に認定、不認定の採決のところでも事実ではないことを申し上げたのです。これは、場合によると、訴訟にも持ち込まなければならないような事例でございます。私も名誉ある議員でございまして、40年やっておりますでございまして、特に金田君に申し上げたい。議会運営委員長だろう。議会運営委員長という要職にある者が発言を大いにやってよろしい。しかし、個人の名誉にかかわることとか、決算委員会の委員の名誉にかかわるようなことを申し上げるときはもう少し注意しなさい。そこで、議長にお願いした

い。金田君の発言というのは流れておりますので、金田君の発言について本年中に私のところへ記録が欲しい。その記録によって私に対処したい、このように思いますので、お願いしておきます。

つけ加えて申し上げますが、本日も委員会を集めまして、委員会というのは一事不再議の原則というのは適用されないのだ。だから、いつでも、いや、俺あのときこういう態度をとったけれども、あの態度を変更したいということは申し出ればできるのだということまでお話ししてきたし、民主的な運営については、どなたにもけちのつけられるところはないのです。しかし、私も長いことやっておりますから、こんなのとけんかするつもりはないけれども、しかしこれは議事録でございますので、私のほうでもう一度精査して誤りあらば、それはきちっと正したいと思っておりますので、議長において事務局に命じてその部分の記録を私に渡していただきたい。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 加賀君に申し上げます。

日程が詰まっておりますので、今月中ということになるかどうかはわかりませんが、対処いたします。

○議長（祝 優雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 平成24年第6回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって本定例会に提案をいたしました各種議案及び継続審査となっております議案につきまして、慎重なるご審議を経て議決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。本定例会においても本市の基幹産業を始め福祉や教育、環境や防災対策など、市政全般にわたる諸課題について多くのご意見、ご提言をいただきました。とりわけ雇用や産業振興の課題につきましては、本会議で申し上げたとおり、農、商、工を中心とした産業間連携による佐渡の資源を生かした取り組みが雇用の拡大や地域のにぎわいにも大きく結びつくものと期待し、現在民間と行政との協働委員会においてその実証を含めた仕組みづくりを進めているところであります。また、市役所本庁舎の建設につきましては、本庁集約による効率化はもとより、防災拠点としての機能が改めて認識される一方で、合併特例債を活用しても新たな財政負担を伴うことなどから、市民アンケートの結果を今後詳細に分析をし、総合的な見地から判断してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、これら緊急の課題をしっかりと受けとめ、本市の将来像を見据え、市民が安心して暮らせる地域づくりを目指し、各種施策の実現に一意専心取り組んでまいり所存であります。

さて、東日本大震災後初めての国政選挙となった衆議院総選挙では、景気対策や原発政策、消費増税の是非や社会保障のあり方などが主な争点でありましたが、戦後最低の投票率となり、約3年続いた政権が交代することとなりました。来年度以降の政策判断や予算編成などに大きな影響を及ぼすことが想定されますが、いち早く情報の収集に努め、市民に有益な政策を積極的に取り入れ、地域の発展に努力してまいり所存であります。

本年も残すところ、わずかとなりました。今月に入り、2件の住宅火災が発生し、貴重な財産が失われ

てしまいました。市民の皆様におかれましては、慌ただししい年の瀬を迎え、火器を使用する機会もふえますので、十分にご注意くださるようお願いをいたします。

最後に、寒さ厳しい折、議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛をいただいてご多幸な新年をお迎えくださいますようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で12月議会を閉じます。

平成24年第6回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 祝 優 雄

副 議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 大 澤 祐 治 郎

署 名 議 員 浜 田 正 敏

署 名 議 員 金 田 淳 一